

○蓮田市総合振興計画策定委員会設置規程

平成24年10月4日訓令第9号

(設置)

第1条 蓼田市のまちづくりを進めるための指針として蓮田市総合振興計画(以下「計画」という。)

を策定するため、蓮田市総合振興計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 計画に関する調査及び研究

(2) 計画の素案の策定

(3) 前2号に掲げるもののほか、計画に関する必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は市長をもって充て、副委員長は副市長をもって充てる。

3 委員は、教育長、総合政策部長、総務部長、環境経済部長、健康福祉部長、都市整備部長、上下水道部長、会計管理者、消防長、学校教育部長、生涯学習部長、議会事務局長、監査委員事務局長及び参事の職にある者をもって充てる。

4 委員会に、計画の策定を円滑に推進するため、必要があるときは、庁内検討委員会を置くことができる。

5 庁内検討委員会の委員は、委員長が任命する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総合政策部政策調整課において処理する。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月24日訓令第8号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日訓令第5号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年5月19日訓令第14号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年10月28日訓令第9号）

この訓令は、令和2年11月1日から施行する。

附 則（令和6年2月13日訓令第1号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。